



市町村災害時高齢者・障害者支援マニュアル
作成の手引き（改訂版）

埼 玉 県 福 祉 部
高齢介護課・障害者福祉推進課

はじめに

先の阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、また、新潟・福島豪雨災害、福井県豪雨災害においても、被害者となった方の多くが障害者や高齢者などの「災害時要援護者」であり、避難情報伝達や避難支援に関する対応などが課題となりました。

そして、本県を含む首都圏においては、今後30年間のうちに、マグニチュード7クラスの地震が70%の確率で発生すると言われていています（文部科学省地震調査研究推進本部平成16年8月公表）。

このような過去の災害における教訓や、大規模地震の発生予測などを踏まえて、災害時要援護者の地震や風水害などの災害時における一層のきめ細かな支援体制を整備することが緊急に取り組むべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国は有識者からなる検討会により「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成17年3月にとりまとめ、平成18年3月に同ガイドラインを改訂しました。

また、本県においても、平成17年度に「集中豪雨時等における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針」を策定し、「埼玉県地域防災計画」に盛り込んでいます。

さらに本県は、今後全国で最も速いスピードで高齢化が進むことが予想され、65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、平成22年には21%を超えると見込まれています。

本書は、県地域防災計画や国のガイドラインを補完するものであり、災害発生時に災害時要援護者支援の中心となる市町村が、高齢者や障害者に対する支援対応マニュアル等を作成するための一助としていただくよう作成したものです。

本書を高齢者や障害者本人と地域の住民向けに県で作成した、「災害に備えて～高齢の人と障害のある人、そして地域の皆さんのために～」と合わせて活用いただき、各市町村が、それぞれの地域性等を踏まえながら、高齢者や障害者のため積極的に防災対策に取り組まれることを期待いたします。

平成19年3月

埼玉県福祉部 長寿社会政策課
障害者福祉課

この改訂版は、障害者福祉推進課において、埼玉県障害者施策推進協議会委員の意見を元に「5 避難所運営における配慮事項」を中心に平成25年3月に改訂したものです。

目次

はじめに

1 趣旨	
(1) 本書の位置づけ	1
(2) 対象とする災害時要援護者（高齢者、障害者）	1
2 高齢者・障害者の把握	
(1) 把握の手法	3
(2) 共有情報方式と個人情報保護	4
(3) 災害時要援護者名簿等の作成手順	5
3 避難支援	
(1) 地域との連携	8
(2) 個人別避難支援プランの作成	10
(3) 社会福祉施設との連携	11
(4) 高齢者、障害者向け情報伝達	12
(5) 集中豪雨時等における避難	13
4 防災の意識啓発及び訓練	
(1) 普及、啓発	18
(2) 防災訓練への参加誘導等	18
(3) 防災カード等の普及	19
5 避難所運営における配慮事項	
(1) 避難所の整備	20
(2) 福祉避難所の指定	20
(3) ボランティアの活用	21
(4) 高齢者、障害者への配慮	22
6 避難所以外に避難している高齢者、障害者への支援	28
7 社会福祉施設入所者等の安全確保対策	29

【資料編】

1 本県における高齢者と障害者の現状	31
2 調査票・名簿・マップの作成例及び誓約書例	32
3 防災カード作成例	35
4 聴覚障害者向け会話カード例	36
5 災害時における社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定書（例）	37
6 社会福祉施設と自主防災組織との災害時相互援助協定書（例）	39
7 先進事例（坂戸市鶴舞団地）	40
（新潟市 災害時要援護者申請・登録制度のお知らせ）	
8 障害者防災ニーズ調査結果（抜粋）	47

1 趣旨

(1) 本書の位置づけ

平成16年に新潟・福島豪雨災害や新潟・中越地震等が続けて起こり、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対する避難支援のあり方などが問題となった。

このため、国においては、「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する報告」（平成17年3月）に基づき「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」などが策定された。

本県においても、平成17年度に「集中豪雨時等における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針」を策定し、「埼玉県地域防災計画」に盛り込んでいる。

さらに、国は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成18年3月に改訂し、災害時要援護者に対する地方自治体の積極的な取組を促しているところである。

本書は、これらの動きなどを踏まえ、市町村が行う災害時要援護者避難支援対策の参考となるよう、県地域防災計画や国のガイドラインを補完するものとして、平成11年に策定した「地震災害時の障害者支援ガイドライン」を改訂したものである。

(2) 対象とする災害時要援護者（高齢者、障害者）

近年の大規模地震や梅雨前線等による集中豪雨、一連の台風等における災害においては、特に高齢者と障害者が被害を受けることが多く見られた。

また、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）においても、災害時要援護者の情報の収集・共有の取り組みにおいては、高齢者及び障害者に対して優先的、重点的に取り組みを進める必要があるとされている。

このため、本書においては、特にあらかじめ個別の避難支援プランを立てることが望ましいと考えられる高齢者及び障害者を対象とした。

【対象とする高齢者、障害者】

高齢者	要支援、要介護者 認知能力の低下のある人 一人暮らし、高齢者世帯	
障害者	身体障害者	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、 内部障害者、難病患者
	知的障害者	
	発達障害者	LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、 自閉症（高機能自閉症・アスペルガー症候群等 含む）など
	精神障害者	

【参考 平成18年3月 国「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」 2頁】

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

なお、要援護者情報の収集・共有に取り組んでいくに当たっては、現在の市町村の取組状況に関する次の①～③の例などを参考に、対象者の考え方（範囲）を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。

<例>

- ① 介護保険の要介護：要介護3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。
- ② 障害程度：身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A等）の者を対象としている場合が多い。
- ③ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い。

2 高齢者・障害者の把握

(1) 把握の手法

災害発生時に高齢者や障害者等の災害時要援護者の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うためには、あらかじめ高齢者及び障害者の所在を把握しておくことが不可欠である。このため市町村は、平常時から災害時要援護者の個人情報把握し、災害時要援護者名簿を作成しておくことが必要である。

なお、高齢者、障害者であっても、避難支援が不要な者も相当数含まれている。情報の収集・共有の取組を進めるに当たっては、対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要支援者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めるべきである。

災害時要援護者の名簿等への搭載方法としては、「手上げ方式」「同意方式」及び「共有情報方式」がある。

「手上げ方式」は要援護者登録制度を広報・周知して、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式であり、本人の自発的な意思に委ねているため、十分に情報収集できていない傾向にある。

また、「同意方式」は自主防災組織や民生委員等が要援護者本人から直接的に必要な情報を収集する方式であるが、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

福祉部局が持つ情報を元に災害時要援護者をリストアップし、そのリストをもとに、要援護者と接して調査票による情報収集を行うということを普段から行っていくことが必要である。

【高齢者、障害者の要援護者リスト整理例】

- ・介護保険の要支援又は要介護となっている居宅で生活する者の把握
- ・一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の把握
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の発行台帳に基づく把握
- ・補装具、日常生活用具、デイサービス等の利用者名簿による把握
- ・高齢者、障害者のグループホーム入所者の把握
- ・住民基本台帳による更新

【事例：坂戸市鶴舞自治会・自治防災委員会の緊急時要援護者支援システム】

坂戸市鶴舞自治会においては、自主防災組織が毎年度1回「防災調査」を実施し、要援護者情報と近隣支援者情報を把握している。防災調査票に要援護者が居住又は同居し、緊急時に支援が必要と記入された世帯を自主防災委員と民生委員が戸別に訪問し状況を確認している。

なお、家族構成などのデータは、緊急時には消防本部・消防団活動の支援資料としても活用される（資料編参照）。

【参考 平成18年3月 国「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より】

(1) 共有情報方式（関係機関共有方式）

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、災害時要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する災害時要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

(2) 手上げ方式

災害時要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

実施主体の負担は少ないものの、災害時要援護者への直接的な働きかけをせず、災害時要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

(3) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が災害時要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

災害時要援護者一人一人と直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

(2) 共有情報方式と個人情報保護

「手上げ・同意」方式により要援護者の所在把握を推進することが望ましいが、本人が登録を望まない場合や把握が充分進まない場合においては、必要に応じて関係機関の持つ情報を共有することによって所在を確認する方法を検討する必要がある。

この場合に、個人情報保護の点から、共有情報方式をとることに消極的な場合があるが、ガイドラインに示された「福祉目的で入手した個人情報を本人の同意を得ずに避難支援のために利用することや、避難支援に直接携わる民生委員や自主防災組織等に提供することは、要援護者との関係では、基本的に「明らかに本人の利益になるとき」に当たる」とする考え方を参考として、情報提供を受ける側に守秘義務を課すなどの対策をとりながら、積極的に取り組むべきである。

なお、災害時における保有情報の目的外利用・第三者提供について、あるいは特定の者・団体に対する情報提供について同意を得ることが困難な要援護者については、別途リスト等を作成して災害時の避難支援等に漏れないようにすること。

【事例：東京都豊島区】

防災課職員が、保健福祉部各課で保有する障害者等の個人情報を平常時及び災害時に活用することにより、救援救護体制の整備を図ることを目的とした①要援護者に係る個人情報の目的外利用、②要援護者に係る個人情報の電算処理について、個人情報保護審議会に諮問し了承を得た。

【事例：北海道室蘭市】

室蘭市の情報公開・個人情報保護審査会は、要援護者の個人情報の共有について、市個人情報保護条例の例外として認める答申を出した。市役所内部だけでなく、自主防災組織など市役所外まで含めた共有を認めた。自主防災組織からは誓約書を提出してもらい、管理を徹底する。内容も生年月日を年齢に置き換えるなど、支援に必要な項目に限定する。

(3) 災害時要援護者名簿等の作成手順

ア 調査票

高齢者、障害者の要援護者の状況を把握するため、下記に示すような項目について、職員、民生委員又は自主防災組織等により直接聞き取りを行う。

対象者は前述したように、手上げ方式による希望者と福祉部門の持つ情報を基にリストを作成し、漏れの無いよう努めること（参照 資料編2 調査票例）。

(調査票の記載内容例)

項目	記載内容
承諾の署名	希望（承諾）日・署名 災害時要援護者名簿の配備先
固定した情報	災害時要援護者の氏名、生年月日、性別
変動する情報	住所・電話番号、 同居家族名・続柄、 緊急連絡先（昼夜別の氏名、続柄、住所、電話） 避難所、広域避難場所 緊急情報システム（有無） 身体の状態 かかりつけの医者（名称、住所、電話） 必要補装具、補助犬等の使用等 持病、使用薬、禁忌薬剤等 保健福祉サービスの受給状況 介護時の留意点及び必要とする支援 住居の状況（住居の構造等）、 担当民生委員（氏名、住所、電話） 避難支援者（第1・第2候補の氏名、住所、電話）
台帳作成時期	年月日

イ 災害時要援護者名簿

災害時要援護者名簿の作成に当たっては、調査票の台帳を基に、氏名、住所、電話番号のほか「介護者の有無」、「盲導犬の利用」、「手話可能」、「要約筆記必要」等の内容を盛り込むなどして、可能な限り実践的に活用できるように工夫する(参照 資料編 2 要援護者名簿例)。

ウ 災害時要援護者マップ

災害時要援護者の所在確認や避難支援を迅速に行うためには、災害時要援護者の氏名、住所、電話番号、その他避難支援に必要な情報等を分かりやすく記載した「災害時要援護者マップ」を作成することも有効である。

既存の防災マップに災害時要援護者情報を記入する方法や、自主防災組織の担当する範囲の住宅地図に、下記に挙げた情報を記載することによっても作成できる(参照 資料編 2 要援護者マップ例)。

【マップへの記載事項例】

- ・災害時要援護者の氏名と住所
- ・避難路、避難場所等
- ・防災資材の配置場所
- ・防災関係機関等の場所

エ 名簿・マップの配付先等

災害時要援護者名簿・マップは、避難支援に直接携わる機関、民生委員、自主防災組織等の第三者へ提供することになる。情報提供を行うに当たってはあらかじめ開示情報の内容等を本人と家族に確認し了解を得ておく必要がある。

【災害発生時における災害時要援護者マップの配布先の例】

消防・警察、自主防災組織、自治会、町内会、市町村社会福祉協議会、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等

【情報を開示するまでに確認又は決めておく内容の例】

- ・高齢者・障害者及びその家族の了解
- ・「住所」、「氏名」、「緊急連絡先」など、開示する情報
- ・災害発生時に限るなど、情報公開の時期
- ・どのような機関・団体等に開示するか

オ 管理と更新

収集・作成した所在情報は、市町村で一元的に管理し、その取扱いに当たっては、管理方法や管理責任者を明確にし、他の目的に使われないよう、その保護に努める。また、災害時に迅速、有効に活用できるよう、災害時における配布方法等をあらかじめ定めるとともに、関係職員間の周知を図る。

(ア) 情報管理の徹底

災害時要援護者情報の登録内容は、具体的な個人情報を含むため、市町村及び関係者は、個人情報の漏えい防止及びその他個人情報の管理に関する適切な措置を講じる必要がある。

このため、災害時要援護者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データのパスワードによる管理や、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するなど、管理体制の構築が必要である。

さらに、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提出等により、守秘義務を確保することが重要である。(参照 資料編 2 誓約書例)

(イ) 最新情報の把握

転出・転入、転居などにより災害時要援護者情報に変更が生じる場合があるので、定期的に情報内容を点検し、常に最新情報の把握に努める必要がある。

3 避難支援

(1) 地域との連携

市町村は、災害時における災害時要援護者避難支援業務を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関と福祉関係機関の相互連携により「災害時要援護者支援班」を設置し、行政組織体制づくりを行う（参照 ガイドライン「1-1 災害時要援護者支援班の設置」3頁）。

また、市町村内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておくことも必要である。

しかし大規模災害であればあるほど、市町村だけでは被災者の救護救援は困難である。災害時要援護者に対する防災体制や災害時の救援体制については、自主防災組織、自治会、町内会、民生委員、ボランティア等の活動に寄るところが非常に大きい。

災害時には、行政や医療機関とこれらの組織が連携して、安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済、緊急受入れ等、地域ぐるみでの支援が必要になるため、市町村はこれらの組織との支援協力体制を整備しておく必要がある。

このためには、高齢者や障害者等の災害時要援護者への地域ぐるみの支援体制として、「災害時要援護者見守りネットワーク」（以下「見守りネットワーク」という。）を各地域に整備していくことが必要である。近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。

【久喜市の「高齢者見守り安心ネットワーク」】

久喜市は、市内の民生委員やホームヘルパーなど高齢者介護関係スタッフらにより、独り暮らしの高齢者等へ普段からの声掛けや訪問により、信頼関係を築き、見守っていく「高齢者見守り安心ネットワーク」を設置している。

ア 地域防災組織

大規模災害時には、防災関係機関の出動が遅れたり、阻害されることも予測される。自主防災組織は、そのような場合に備えて住民が地域ごとに団結し、組織的に活動するために結成しているもので、母体となっているのは町内会や自治会等である。

市町村は、災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織の結成されていない地域にあっては整備の推進に努め、災害時に迅速に防災活動を行うことができるよう、地域の実情にあった防災計画の作成指導や避難救護用資機材の整備援助等、組織の活性化のために積極的に支援を行う必要がある。

【県内の自主防災組織の設置状況（平成18年4月1日現在）】

組織を有する 市町村数	組織数	組織世帯数 (A)	全世帯数 (B)	組織率 (A/B)
64	3,472	1,787,058	2,740,244	65.2%

イ 民生委員

民生委員は、日常の職務や活動の成果を基に、災害時要援護者の安否確認やニーズ把握を行うとともに、個別援助や生活支援への橋渡しを行い、地域に密着した支援活動の中心的役割を果たす。

ウ ボランティア・NPO・障害者団体等

近年、大規模災害では各地からの多くのボランティアや手話通訳のできる人の応援活動等がさまざまな場において大きな役割を果たしている。

市町村は、あらかじめ市町村社会福祉協議会等へ委託し、又はこれらの協力を受け、各種の福祉ボランティアの人材確保に努める。そのためには、各種の資格や知識を有するボランティアや専門家に呼びかけたり、ボランティア団体やNPO、障害者やその保護者等で組織する団体に協力を依頼し、登録してもらっておくことが必要である。

なお、専門性の高い分野のボランティアの確保のためには、県の災害ボランティア登録制度の災害救援専門ボランティア登録制度の活用のほか、消防、警察、看護師等のOBを活用することも有効である。

ボランティア等については、それぞれの能力やネットワークを生かすため、市町村は自主性を損なわないように配慮しつつ支援するとともに、ボランティア等の活動拠点となる施設等を必要に応じて定め、災害時に提供できるようにしておくことが必要である。

なお、災害時要援護者へのボランティア活動が効果的に行われるよう、これらの活動等の情報については窓口を一元化し、全般的な状況を把握できるような体制をつくる必要がある。このため、社会福祉協議会と協力して調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めること。

また、災害時における総合的、効果的な活動が行えるよう団体間で連絡協議会を設置するなどして、相互の連携の強化を図る必要がある。

【参考 支援のために必要となる資格・知識を有するボランティア】

- ・介護関係者（介護福祉士、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等）
- ・医療関係者（医師、看護師、保健師、心理カウンセラー 等）
- ・手話通訳者、要約筆記者、社会福祉士、精神保健福祉士、栄養士、保育士、補装具業者 等

【埼玉県災害ボランティア登録制度】

埼玉県では、平成8年1月から災害時に災害ボランティア活動を行う意欲のある個人又は団体を登録する「埼玉県災害ボランティア登録制度」を設けている。

また平成18年度からは、災害救援専門ボランティアの登録欄を設けて震災時に需要が高いと思われる各分野において、専門的な知識・技能を持つボランティアの方に、あらかじめ「災害救援専門ボランティア」として登録してもらい、災害時の連絡体制の整備や研修を行っている。

エ 社会福祉協議会

(ア) 市町村社会福祉協議会

市町村は、ボランティア・NPO等支援団体が災害時に有効に活動できるよう、市町村社会福祉協議会災害ボランティアセンター等と十分な協議を行い、ボランティアと行政との連携・協力、ボランティアの受入れやコーディネート等、支援活動のあり方について明確にしておく必要がある。

(イ) 埼玉県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、県内で大規模災害が発生した場合は、県災害対策本部と連携して埼玉県災害救援ボランティア本部（仮称）を設置し、災害ボランティアセンターの立ち上げのための職員派遣やスタッフ及び災害ボランティアの確保のための関係機関への要請などにより、被災地の市町村社会福祉協議会災害ボランティアセンターを支援することとしている。

なお、県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会が関係団体と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、円滑に運営するためのマニュアル（「市町村社会福祉協議会 災害ボランティアセンター立ち上げモデル・マニュアル」）を作成している。

（参照 <http://www.fukushi-saitama.or.jp/saitama03/volunteer/>）

オ 医療機関等

人工透析患者その他疾病等による自宅療養者等が必要な医療を受けられるよう、災害発生後の医療体制については、事前に地域の医師会、医療機関との協力体制を整えるとともに、薬やケア用品等の供給体制について、事前に民間企業等との協力体制をつくっておく必要がある。

また、医療的ケアが必要な障害者等の緊急受入れ先については、あらかじめ医療機関を指定しておくことも必要である。

(2) 個人別避難支援プランの作成

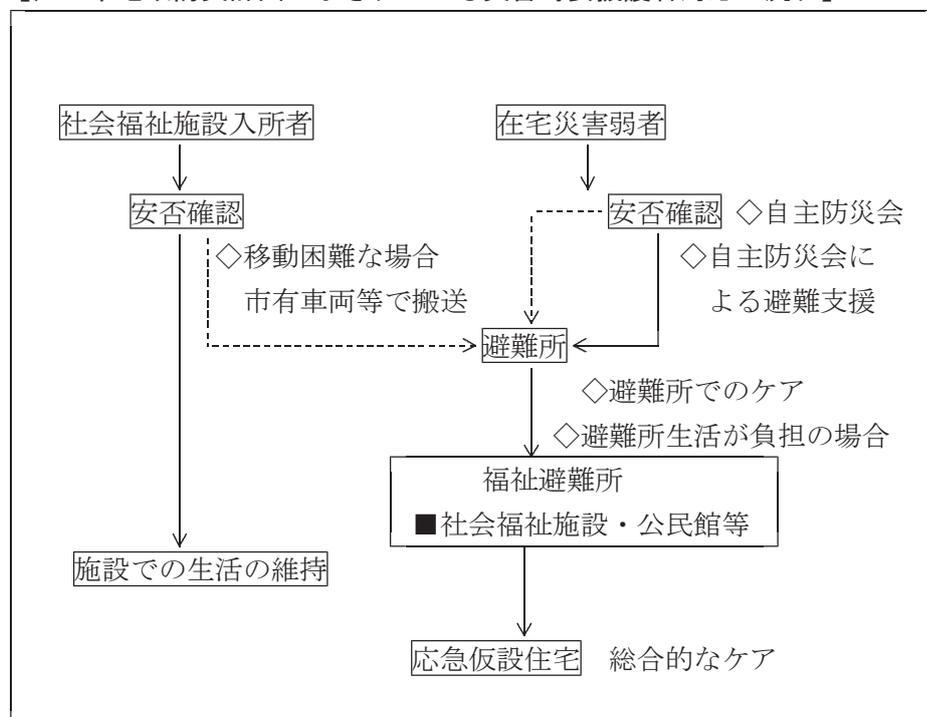
災害時の救助、避難誘導等が有効に機能するためには、地域住民の協力が不可欠であり、自主防災組織等の協力が必要である。特に災害発生直後において救助等を迅速に行うためには、警察や消防等の活動が軌道にのるまでの間、自主防災

組織、自治会、民生委員等地域住民が主体となって、安否確認とあわせ一体的に行っていくことが必要である。

災害時要援護者を避難誘導する場合においては、避難所の所在地、及び避難所までの危険地域等を明確にして、より安全に避難誘導を行う必要がある。そのため個々の高齢者や障害者に合わせ、避難先、避難経路・手段、避難支援者等をまとめた避難支援プランを作成しておくことが望ましい。また、災害の状況によって複数の避難経路、支援者を選択できるように考慮しておく必要がある。

なお、作成に当たっては災害時要援護者本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法について確認し、作成した避難プランは避難支援者及び本人が同意した者（消防・警察、自主防災組織等）に配布する（参照 ガイドライン「3-1 避難支援プラン策定の進め方」）。

【戸田市地域防災計画に示されている災害時要援護者対応の流れ】



(3) 社会福祉施設との連携

阪神・淡路大震災では、被害にあった社会福祉施設が比較的少なかったため、定員を超えて在宅の災害時要援護者を受け入れる等、社会福祉施設が救援活動に果たした役割は大きかった。社会福祉施設は通常の建物に比べ耐火性にすぐれているため、災害時には地域住民の緊急受入れ施設や福祉避難所として大きな役割を果たす。

このため、災害時要援護者の緊急受入れ施設としての機能や施設の持つ各種設備や福祉サービスのノウハウなど、社会福祉施設の活用について着目していく必要がある。市町村はあらかじめ社会福祉施設と、施設機能を低下させない範囲内

で災害時要援護者を優先的に受け入れてもらうための協定を結び、余剰スペースや受入可能な人数（介護者等を含む）を把握し、体制の確保に努めることが必要である（参考：資料編 5 社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定書例）。

また、災害時には多くの災害時要援護者が見込まれるため、市町村内の社会福祉施設だけでなく、近隣の社会福祉施設の利用も考慮し、近隣市町村との相互応援体制を整える必要もある。

さらに社会福祉施設等と地域住民とが、災害時において連携を図ることができるよう、地域の防災訓練に施設の職員等が参加して、災害時要援護者の応急救助や介護方法の訓練を行ったり、施設の防災訓練に地域住民が参加して、入所者の避難誘導を手伝うなど、平常時から連携を図り、相互援助の体制整備を図ることが効果的である。

このため、社会福祉施設と地域住民や自主防災組織等との間で、災害時の相互応援協定を結んでおくことも有効である（参考 資料編6 社会福祉施設と地域防災組織との災害時相互援護協定書例）。

（4）高齢者、障害者向け情報伝達

高齢者や障害者には「自らに危険が差し迫っていることを察知できない、あるいは困難な人」や「情報を受け取ることができない、あるいは困難な人」が含まれている。

このため、これら要援護者への情報伝達を行う場合は、要援護者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、災害情報を理解しやすいようにわかりやすい言葉で伝えることが必要である。

○高齢者

体力の衰えによる行動機能の低下や緊急事態の察知の遅れがあるため、早い段階における災害情報の提供を行うことが必要となる。

また、情報伝達の漏れを防ぐため、防災行政無線に加えて、電話や事前に定めておいた避難支援者の訪問による直接の伝達を行うよう配慮する必要がある。

○視覚障害者

防災行政無線に加え、メールの一斉送信システム（メール読み上げ機能付き携帯電話を利用）などによる情報伝達が有効となる。

なお、災害時は視覚障害者の平常時の認知地図（頭の中に作り上げている地図）が使えなくなっているため、家族や避難支援者にもメール等による伝達を行って迅速な避難を促すことが必要となる。

○聴覚障害者

防災行政無線や広報車による避難指示等は音声による情報伝達が中心となるが、聴覚障害者には有効な方法ではない。聴覚障害者に配慮するためには、

メールやFAX一斉送付サービス等の文字による情報伝達が必要である。

また、本人に直接伝える場合においても、正面から口を大きく動かして会話する方法や、紙（手のひら）に文字を書いて伝えるなどの方法をとることが必要である。

○発達障害児（者）

発達障害児（者）は、外見からは障害のあることが分かりにくい。遠回しの言い方やあいまいな表現が理解できない、順序立てて論理的に話すことが苦手であるなどの特徴を持つ人がいる。

短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明する。抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明することなどに留意する必要がある。

(5) 集中豪雨時等における避難

ア 避難準備情報

集中豪雨等の降雨災害が予想される際における情報伝達は、通常は地震等に比べ時間的余裕が得られる場合が多いが、近年の災害において高齢者等の避難の遅れによる被災や避難途中における被災が多いことに配慮すべきである。

特に高齢者や障害者が避難するためには、家族や避難支援者の介助を必要とする場合が多いことから、市町村は、近い将来に避難勧告を発令すると判断された場合は、事前に「避難準備情報」を発令し、災害時要援護者の迅速な避難を促すことが必要となる。

また、市町村においては、少なくともこの「避難準備情報」を発令した段階では、避難所を開設する必要があるため、福祉関係部局と連携した基準の策定・検討が必要となる。

イ 周知

住民への防災行政無線や広報車、ケーブルテレビ等による防災情報の伝達に加え、高齢者、障害者やその家族、避難支援者、関係施設等の迅速な避難行動を促すため、事前に登録した者を対象に電子メール、携帯メール、FAX、電話等による防災情報の提供を行うこと。

情報提供に当たっては、伝達内容を事前になるべく平易な表現で定め、具体的に危険性が分かる状況や避難所の開設情報等を加えて提供する。

なお、情報伝達に当たっては、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員等の協力を得ながら実施し、災害により電話等の通信手段が寸断され、連絡が取れない場合においては、危険性を十分に考慮した上で、自治会、民生委員等の訪問による伝達の協力を要請する。

ウ 安否確認

災害発生時の安否確認を速やかに行うことは、取り残された要援護者の救出にとって重要であるため、既に避難してきた住民等から情報収集を行うとともに、

状況が把握できない要援護者の所在等を早急に確認する。

安否確認は、事前に共有した災害時要援護者名簿・マップ等を用いて、社会福祉協議会、民生委員、自治会、自主防災組織等と連携して行う。

避難が必要な地域内において、あらかじめ同意が得られていないなどの理由で「避難支援プラン」が策定されていない要援護者についても、福祉部局等で保有している既存の情報等を活用して、できる限り迅速に安否確認を行う。

エ 避難支援

避難準備情報等の発令により避難が必要になった場合は、「避難支援プラン」に基づき、予め定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両、市町村所有バス等）で定めておいた場所（避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ要援護者を誘導・搬送する。

なお、災害発生直後、行政機関等による支援体制が整うまでの間は、地域住民による活動が中心となることから、自治会や自主防災組織等、地域住民による支援体制を活用して避難誘導を行うことになる。

また、避難支援者へは、浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物（なるべく鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階、高台等へ緊急的に避難するなどの行動をとること等についても周知を行う。

オ その他の配慮事項

要援護者のうち難病患者、内部障害者など、医療行為が受けられなくなると生命に関わる者には、消防本部等と連携し、早急に受入医療機関の確認や医療機器・移送手段の確保等必要な連絡・調整が必要になる。

【参考 高齢者・障害者1の避難行動時の一般的な特徴と必要とされる支援】

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え、行動機能が低下しているが、自力で行動出来る（緊急事態の察知が遅れる場合がある）。 ・寝たきり高齢者の場合、自力で行動することができない。 ・認知症高齢者の場合、自分の状況を伝えることや自分で判断し、行動することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。 ・日ごろから服用している薬があるかどうか確認し、携帯する。 ・避難する場合は、車椅子やストレッチャー等の移動用具と援助者が必要な場合がある。 ・安否確認や状況把握が必要
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多く、被害状況を知ることが困難 ・災害時には、居住地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 ・自力での移動が極めて困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの広報、その他生活に関する情報などが来たときには必ず知らせる。必要に応じて読み上げる。（音声による情報伝達及び状況説明が必要） ・安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。（避難誘導する人が必要） ・避難所内の案内（トイレ、電話など場所の確認など）をする。 ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向等を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしない。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識が出来ない。） ・緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 ・外見からは、障害のあることが分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による認識が必要となるので、正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。 ・避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼び掛ける。又、FAXの配置や筆記用具を常時確保する。

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが困難な場合がある。 ・自分ですばやく避難することが困難な場合がある。 ・脊椎損傷の人では、体温調整が難しい人もいる。 ・脳性麻痺の人の多くは、言語障害や感覚系の障害を伴うことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒防止など、住まいの安全を確認する。 ・自力での避難が困難な場合は、車椅子、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要。 ・車椅子用のトイレの確保
<p>内部障害者 難病患者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは、障害があることが分からない。 ・医薬品を携行する必要がある。 ・人工肛門、人工ぼうこう保有者は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 ・腎臓に機能障害があり、血液人工透析や腹膜環流透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・心臓、呼吸器に機能障害があり常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)や医療的援助を必要とする人がいる。 ・急激な環境変化に順応しにくい。 ・人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 ・人工透析患者は、1日に摂取出来る水分や塩分等が厳しく制限されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な薬物療法や酸素療法、血液人工透析、腹膜環流透析(PACD)など医療的援助が必要な場合がある。 ・医療機関との連携体制、移送手段の確保(医療機関の支援) ・移動に当たっては、車椅子、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。 ・避難所では、ケアの出来るスペースを確保 ・食事制限の必要な人の確認も必要 ・薬やケア用品の確保が必要 ・人工肛門、人工ぼうこう保有者については、ストマ用装具や障害者トイレ(柵、洗浄ホース付き)の確保が必要 ・電源や薬、ケア用品の確保

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人では理解や判断することが難しい。 ・環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある ・複雑な話の理解や自分の気持ちを表現することが苦手な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ・精神的に不安定にならないような対策が必要 ・常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなることにより、訴えが多くなる人がいる一方、まったく訴えられなくなってしまいう人もいる。 ・外見からはわかりにくい。 ・病気のことを知られたくない人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせることが必要 ・伝えたいことを具体的にはっきりと伝える。 ・手順の説明は、一度にではなく段階的に伝える。 ・曖昧な表現（「適当に」など）は混乱させる元になる。
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な状況が把握できない。 ・声かけだけより文字や絵、実物の提示の活用が伝わりやすい。 ・オウム返しをして来た時は、言われたことの意味が伝わっていないということなので伝え方を工夫する必要がある。 ・体に触られることを嫌う、特定の音を怖がる場合がある。 ・変化に対する不安や抵抗を示しやすい。 ・読み書きや、聞くことが苦手な人がいる。 ・衝動性や多動性の激しい人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な言葉は使わない。短い言葉で肯定的に（やって欲しいことを）伝える。 ・伝わらない時は、文字、絵、身振りを使って、外国人に話しかけるようにする。 ・パニックを起こしたときは、収まるまで待つ。力づくで押さえると逆効果。一人で落ち着ける場所の確保をする。 ・服用薬がある場合がある。 ・避難所においては、家族単位でパーテーションなどにより仕切ることにより、状態が安定する場合がある。

4 防災の意識啓発及び訓練

(1) 普及、啓発

市町村は高齢者や障害者等の要援護者が各自、各家庭で防災対策を施せるよう、広報誌、パンフレット、ちらし等による広報を徹底する必要がある。その際は、点字や音声テープによる広報を行うほか、イラスト等を用いたり、易しい言葉を使用し、漢字にはルビをふるなど、わかりやすいパンフレットを作成するなどの配慮を行い、関係団体等の協力を得るなどして防災意識の啓発を図る。

また、障害の状態に合わせた準備や避難方法、救助の求め方などについての相談に応じられる窓口を開設しておく。

○ 災害時要援護者に対する普段からの理解の促進

地域住民や防災関係者など、周囲の人々の災害時要援護者に対する理解を促進する。例えば、障害者等を講師にして講習会を行ったり、社会福祉施設が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加する等の方法で、高齢者や障害者について理解したり、支援の際の留意点などを学ぶことも有効である。

○ 災害時要援護者に対する防災知識の周知

高齢者、障害者やその家族が防災に関する基礎知識を正しく身につけるために、高齢者向けや視覚障害者、聴覚障害者、自閉症を中心とする発達障害等の障害種別の講習会等を行うことも有効である。

○ 関係者に対する防災知識の周知

災害時の災害時要援護者に対する支援チームの設置や、連絡体制・運営等についての訓練を定期的に行い、関係者への研修を行う。

【参考 視覚・聴覚障害者を対象としたパンフレット等を作成した例】

久喜市では、災害に関する知識の普及・啓発のために、全世帯にパンフレットを配布した。

パンフレットは日本語版のほか、5か国語の外国語版や点字パンフレットを作成し、さらに、視覚障害者用にパンフレットの内容を音声テープにまとめた。

(2) 防災訓練への参加誘導等

地域の防災訓練には災害時要援護者の参加を呼びかけるとともに、手話通訳・要約筆記・ガイドヘルパー等、障害に対応した配慮を行う。行政と地域住民、自主防災組織、医療機関、ボランティアなどの支援者が合同で実際に救出訓練

や避難訓練を行うことにより、災害時要援護者への援助に関する理解もすすみ、情報を周囲に提供できる。

なお、コミュニケーションにハンディキャップのある障害者等が参加する場合は、これらの参加者への情報伝達訓練を行うなど、防災訓練に参加する高齢者の状態や障害者の種別により、個別の配慮が必要な場合があるので注意する必要がある（参照 P14「高齢者・障害者の避難行動時の一般的な特徴と必要とされる支援」）。

【参考 聴覚障害者等が参加した春日部市における防災避難訓練】

阪神・淡路大震災や茨城県東海村の臨界事故等において、情報が特に聴覚障害者等に十分に伝わらず、多くの障害者が不安にとらわれたことなどを踏まえ、春日部市では、市内在住の身体障害者（聴覚障害者、肢体不自由者）と介助者、手話通訳者と共に防災避難訓練を行った。訓練時間をあらかじめ知らせず、連絡については、一般市民向けの防災無線による避難勧告と同時に、参加予定の聴覚障害者の自宅に市障害福祉課から勧告をファックスで通知するなどした。これを受けて指定の避難場所に集まった障害者は、市民と共に応急手当訓練などに参加した。

また、実施に当たっては、市の聴力障害者協会と身体障害者福祉会の協力を得た。

(3) 防災カード等の普及

災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うためには、「自分でできること、できないこと」「望んでいる支援や対応、必要とする支援」等について、周囲の人たちに的確に伝えることが大切である。

また、防災カードを携帯していれば、避難所での受付の際にも、たとえば内部障害者や難病患者の治療や薬剤に関すること等、災害時要援護者の状況を的確に把握することが容易になる。

このため、災害時要援護者が必要としている援助の内容がわかる「防災カード」を作成・配付し、日ごろから携帯してもらうよう普及させることが有効である（参照 資料編 3 防災カード作成例）。

また、聴覚障害者には、避難の際に必要なになりそうな内容をあらかじめカードに記入した「会話カード集」が周囲の人に支援を求めるときに役立つ。このため、その普及を図るとともに、市民への周知を進めること（参照 資料編 4 聴覚障害者向け会話カード例）。

【参考 自閉症の人向けの防災カード】

埼玉県自閉症協会は、独自に「サポートブック」（防災カード）を作成して、普及を図っている。

（ホームページ：<http://as-saitama.com/>）

5 避難所運営における配慮事項

高齢者や障害者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要となる。市町村は地域の実情に応じて、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対するきめ細やかな配慮を盛り込んだ運営計画を策定する必要がある。

避難所の運営においては、市町村の災害時要援護者支援班等が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、各避難所に要援護者班を設けることとされている。要援護者班は、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する（参照 ガイドライン「4-1 避難所における要援護者用窓口の設置」）。

なお、避難所において高齢者や障害者への介護や情報提供等の支援を行うためには、避難者名簿登録時に、保健・福祉部門の職員が同席して高齢者や障害者の健康状態や必要なサービスの内容を把握し、必要なヘルパー、手話通訳者等の様々なボランティアを適切に配置することが必要となる。

(1) 避難所の整備

避難所に指定された施設は、あらかじめできる限りバリアフリー化に努める必要があるが、バリアフリー化されていない施設を避難所として使用する場合は、早急に段差解消や、洋式仮設トイレの設置等、高齢者、障害者への対応に努める。

必要スペースについては、障害等の状態に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、障害者や介護者等が静養できる空間の確保が必要である。

また、入所型社会福祉施設は、災害時における入所者や利用者の保護はもとより、災害時の避難所としての機能を有した地域防災拠点としての機能も期待される施設である。これらの社会福祉施設については、避難所機能の整備にも配慮することが必要である。

なお、避難所生活の高齢者、障害者については、仮設住宅及び公営住宅の入居手続きを優先して行うことが必要である。仮設住宅においては、入口のスロープ、風呂の段差解消、トイレ・浴槽の手すりや滑り止めの設置等の面で配慮が必要である。

(2) 福祉避難所の指定

災害直後は避難所は混乱しており、様々な人々との雑居生活でもあるため、避難生活は高齢者や障害者にとってストレスがたまりやすく、また、孤立しやすい。

健全な成人であっても体調を崩しやすい状態であるから、高齢者や障害者は特別の配慮が必ず必要になるので、福祉避難所に避難させることが必要である。

また、一般の避難所に緊急的に避難させることはやむを得ないとしても、避難生活が長期化するような場合には、安心して生活ができ、福祉サービスも受けら

れる福祉避難所にすみやかに移動させることが必要である。

高齢者・障害者の居住割合が高い地域では、予め避難所に必要な設備を備えたりさらに福祉避難所の指定など、事前の避難所受入れの際の対策を地域で検討しておく必要がある。社会福祉施設の活用にあたっては、社会福祉施設と事前に協議を行い、被災した高齢者や障害者等の受入れについて協定を結ぶなどしておく必要がある（参照 資料編 5 社会福祉施設への要援護者の受入れに関する協定書例）。

また、市町村は、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所への避難が必要な者の大まかな状況を把握するとともに、設置・活用の促進に向け、平常時から施設管理者等との連携の構築や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保、福祉避難所の設置・運営訓練等の準備を進めておくこと。

なお、福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用することが考えられる。

また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げや、応急的措置として、一般の避難所に、例えば教室・保健室等の区画された部屋を、要援護者のための「福祉避難室」（仮称）として対応することも効果的である。

【ガイドライン「4-2 福祉避難所の設置・活用の促進」】

福祉避難所とは、要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のことであり、災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要援護者に1人の生活相談職員（要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

(3) ボランティアの活用

避難所における継続的支援を可能にするためには、あらかじめ市町村社会福祉協議会等へ委託または協力を受け、各種の福祉ボランティア（介護・保健・医療・障害・心理・保育など）の人材確保、広域的なネットワーク化を行い、ボランティアの活用と活動の支援に努めることが必要になる。

また、各地から集まるボランティアの活動が有効に行われるためには、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入体制を整えることが必要であることから、市町村は、当該ボランティアセンターにおける受入活動支援に努めることが重要である。

なお、救援救護活動を、迅速、かつ、適切に行うためには、ボランティア活動を効率的、効果的に配置、管理等することが必要であり、ボランティア活動を統率するボランティアコーディネーターの設置が求められる。

また、そのためには、まずは小規模であっても訓練をしておくことが重要である。
さらに、手話通訳者や要約筆記者等は「手話できます」「耳マーク」などを活用した腕章等を着用する配慮も求められる。

(4) 高齢者、障害者への配慮

例えば高齢者や聴覚障害者等への情報伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう努める必要がある。

また、避難所において、自力で身体を動かすことや移動できない方に対しては、なるべく戸外の空気が吸えるような機会（日々短時間であっても）を設けるような配慮が必要である。

なお、避難所受付や周辺地域で、例えば「聞こえない人はいませんか。」「聴覚障害者」「手話」などと記載したプラカードを使用し、聴覚障害者の確認をする必要もある。

ア 被災者の状況把握

高齢者や障害者等の状況については、避難者名簿登録の際に保健・福祉部門の職員等が同席するなどして、健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービスの内容等を的確に把握する。精神障害者については不眠の訴えがあれば速やかに診察に繋げることが大事である。更に、避難所での生活が長引く場合はボランティア等の協力を得て継続的な見守り、調査を行う必要がある。精神障害者については時間の経過とともに疲弊し、精神症状への影響が出てくる。

また、避難所における災害時要援護者のニーズを把握するためには、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、ソーシャルワーカー等をはじめ、看護師や医療専門者等も配置した相談窓口を設置する必要がある。

イ 保健福祉サービスの継続

多くの高齢者や障害者は、災害発生前から日常的な介護等のサービスを家族や保健福祉サービス実施機関により受けている。災害発生後は、本人の家族等においても負担が大きいことから、速やかに介護等の保健福祉サービスが受けられる措置を講じる必要がある。

ウ 情報提供

災害発生直後は情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱かせることにもつながるため、ラジオやテレビ、掲示板を設置するなどして、報道機関からの情報を得られるように配慮するとともに、特設電話、FAX、インターネットの

端末等を準備することが望ましい。

さらに避難所で障害者等が情報から遮断されないよう、また、障害者等からの情報が円滑に伝達されるよう、情報提供には必ず障害に応じた複数の手段を用いるようにし、更にボランティア等の協力を得て情報の伝達を図る。

なお、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、プラカードやホワイトボードなどの掲示やビラ等の文字による情報提供を行い、さらに聴覚障害者には周りの者から筆談で伝えるなど、災害時要援護者に確実に提供できるよう配慮する必要がある、掲示物については、できる限りイラストや図を用いて、分かりやすい表示に努めることが大切である。

特に、聴覚障害者に対しては、音声による情報が得られないため、衛星放送のCS統一機構「目で聴くテレビ」を受信できる聴覚障害者情報受信装置（CS放送受信機）「アイドラゴンⅢ」など次の機器等の設置が有効である。

- ・アイドラゴンⅢ（CS放送手話・字幕番組）

アイドラゴンカスタマーセンター（<http://eye-doragon.astem-co.co.jp/>）

- ・テレビ（字幕・手話放送）
- ・ホワイトボード（設置型・携帯型）

また、携帯電話の災害時伝言板サービスや聴覚障害者向け災害時等情報提供ネットワーク（埼玉聴覚障害者情報センターhttp://www.donguri.or.jp/jyousen/m_saigainet.html）の利用方法の周知が必要である。

さらに今後は、手話によって会話できることから、テレビ電話を使つての手話通訳や情報提供も検討すべきものと考えられる。

エ 備蓄

市町村は、高齢者や障害者等の災害時要援護者の被災状況を把握し、要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。高齢者や障害者に配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

食糧の調達に当たっては、柔らかく栄養を考慮した食事とするなど、要援護者に対応した給食方法を念頭に置いて行う。なお、食事療法を必要とする内部障害者向けの食事や食物アレルギーなどへの配慮も必要となる。

避難所では、避難生活が長期化する場合に対応するため、間仕切用パーティション、カーペット、テレビ・ラジオ・洗濯機・掃除機などの電化製品、暖房器具等をあらかじめ用意しておくか、直ちに調達できる体制を作っておく必要がある。

また、車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、日常生活用品等についても迅速に手配、確保した上、必要性の高い人から優先的に支給・貸与するよう努める。

【備蓄用具例】

簡易トイレ（洋式を含む）、収尿器、ストマ用装具（パウチ、皮膚保護剤）、紙おむつ、車いす、老眼鏡、白杖、介護用ベッド、マット、枕・クッション（車いすの方や自力で動けない方達の体位保持等にも利用可能）補聴器電池、携帯用ホワイトボードなど

オ 医薬品

市町村等は災害発生後、災害時要援護者名簿等から、医薬品等が必要な要援護者を把握し、被災した自宅から医療器材や補装具、医薬品を持ち出せなかった等、医療を必要とする災害時要援護者に対して円滑な供給体制を講じる必要がある。

大多数の精神障害者については、常時精神薬を服用しているので供給体制に遺漏のないようにする。

また、人工透析、難病治療等を要する者等の要援護者に対しては、必要に応じて速やかに他の地域の医療機関に搬送する手段を講じること。

そのためには、透析可能な医療機関名や難病（特定疾患）医療機関のリストを作成し、関係機関に配付して活用するとともに、医薬品、医療機器取り扱い業者のリストを作成して、緊急時の対応を確認しておくことが必要である。

なお、人工透析を必要とする要援護者に対しては「埼玉県災害時透析医療確保マニュアル」が定められている。これは大規模地震発生時において、腎不全患者等に不可欠な透析医療を確保するため、透析施設に関する被害状況や受入れ可能な透析施設に関する情報などを市町村や透析患者に迅速かつ的確に収集・伝達するシステムである。

なお、医療を要するが災害時要援護者名簿に登載されていないため、所在の不明な要援護者に向けて、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を活用し、必要な治療等の救急医療体制に関する情報を提供することが求められる。

医薬品の調達は、埼玉県地域防災計画においては、原則として市町村が行うこととなっており、各市町村は、災害発災後の医療活動用医薬品等の備蓄に努める必要がある。

県は市町村を補完する立場から、災害直後に備えた医薬品の備蓄を行っているほか、卸業者に「ランニング備蓄」を依頼しており、これには慢性疾患用の医薬品等も含まれている。

さらに平成18年3月、埼玉県医薬品卸協同組合と「災害時の医薬品等の供給に関する協定書」を締結し、地震等により想定を超える被害が発生した際、災害医療ニーズに応じた医薬品等を組合に加盟する医薬品卸業者から迅速に供給する体制が整えられた。

【高齢者・障害者に応じた対応】

種 別	配慮すべき事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・移動が困難な人に対しては杖や車いすを貸与する。 ・トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整を行う。 ・必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。 ・認知症高齢者については、状況判断ができず、強い不安感をいっているため、周囲の人は本人のペースに合わせて対処するよう配慮する。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報を提供する。 ・本人の了解を得て視覚障害者であることをわかるような目印（例えば視覚障害者と書いてあるベストなど）を身につける。 ・本人の希望を聞き、希望する視覚障害者を近くにまとめ、できるだけ視覚障害者に慣れたボランティアなどを配置する。 ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理、支給を行う。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合は、他の方の迷惑にならないよう誘導用ロープの太さや幅、高さを考慮して張る。 ・補助犬の使用者は、避難所生活が長期化する場合は、補助犬を給付先の団体などに一時預けることを考慮する。 ・ガイドヘルパー等の派遣
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ、携帯メール等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示する。 ・文字や絵を組み合わせて伝える。 ・できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビを振る。 ・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器等）を確認する必要がある。 ・本人の了解を得て、聴覚障害者であることが分かる目印（スカーフ、リボンなど）をつけてもらう方法もある。 ・視覚による認識が必要となるので、正面から口を大きく動かして話す必要があるが、唇の動きだけでは正確には伝わらないので筆談や携帯のメール画面なども使う。 ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理、支給を行う。 ・手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。手話通訳等の必要な人同士を近くにまとめ、情報が確実に行き渡るようにする。

<p>盲ろう者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚と聴覚の障害が重複しているため、その人に合わせたコミュニケーション手法（触手話、点字、指文字等）が必要。 ・障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要となる。 ・介護のためには盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が必要となる（埼玉盲ろう者友の会、社会福祉法人全国盲ろう者協会）。
<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所を確保する。 ・車椅子や杖などが使用できるスペースを確保する。 ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理、支給を行う。
<p>内部障害者 難病患者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する医療機器や医療機器をバックアップするための電源、薬を調達し、支給する。 ・医療機関の協力を得て、巡回診療を行う。定期的な治療の継続のための移送サービスを行う。 ・家族等の負担も大きいことなどから、負担を軽減できる環境等への配慮が必要である。 ・酸素吸入を必要とする低肺機能の災害時要援護者においては、酸素の充填やスペアボンベが必要である。 ・人工肛門、人工ぼうこう保有者は、用品の交換等のため、清潔なスペースを設ける必要があるが、確保が困難な場合は少なくとも棚と洗浄ホース付きのトイレが必要である。 ・腹膜環流透析（PACD）を必要とする腎臓病患者は、バック交換のための清潔なスペースを必要とする。 ・名簿に登載されていない災害時要援護者に向けて、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等で、必要な治療等の救急医療体制に関する情報を提供する。
<p>知的障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲とのコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要。
<p>精神障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活になじめない場合がある。 ・他の避難者が精神障害を理解することが困難なために、精神障害者やその家族が孤立してしまう場合があるので、家族や知人、仲間と一緒に生活できるように家族などの単位でパーティションで区切るなどの配慮も必要である。 ・多くの人が継続して薬を服用する必要がある。

<p>発達障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・服用している薬がある場合がある。 ・知的に遅れがある人から、ない人まで幅がある。 ・言葉が話せても周囲とのコミュニケーションをうまくとることができず、その場に合わない発言などをしてしまうことも多く誤解を受けやすい。 ・環境の変化に耐えられない方もいる。 ・感覚過敏（味覚、聴覚、触覚、嗅覚、視覚）がある方もいるが、周囲からは理解されにくい。 ・聴覚過敏があるため、体育館など音の反響する場所は入れない場合が多いので配慮は必要である。 ・集団生活になじめない場合がある。 ・家族単位でパーテーションなどにより仕切ったり、個室を確保することにより、状態が安定する場合がある。
--------------	---

6 避難所以外に避難している高齢者・障害者への支援

災害時要援護者のなかには、避難所での集団生活が困難である場合もある（精神障害者、発達障害者等）。二次避難所である福祉避難所が確保できない場合は、自宅や自動車内での避難生活を行うことが考えられる。災害時要援護者マップ等によりそれらの在宅等の災害時要援護者の状況を把握するとともに、必要な情報や物資の提供が受けられるよう配慮する必要がある。

また、災害時においては、平常時と異なり保健福祉サービス提供の内容や頻度に一定の制約が生じることも予想されることから、高齢者や障害者の状態によっては、平常時のサービス提供体制が確保されるまでの間、医療機関や社会福祉施設への一時的な入所などについても検討することも必要である。

○巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、避難所に避難していない在宅や自主避難所にいる高齢者や障害者等についても、健康状態、家屋の状況、必要なサービスの内容等の情報を収集すること。

また、自主防災組織等、ボランティア及び関係団体等の協力を得て、定期的に声かけを行うなど、安否を確認するとともに、心理的に孤立しないよう配慮する。

○情報等の提供

在宅の被災者にとっては、通信手段が寸断され正確な情報を入手することが困難になることから、市町村は防災放送や広報車をはじめ、ラジオ、テレビ、新聞などのマスコミを活用するほか、避難所などに掲示場所を設けるなど、あらゆる手段により情報提供することが必要である。

特に、透析等の継続的な医療を要する高齢者や障害者に向けて、救急医療体制に関する情報を迅速に提供することが求められる。なお、聴覚障害者に対してはファクシミリ、手話通訳や文字放送など、また、視覚障害者に対しては点字・音声などによる情報伝達を行うことが必要となる。

○支援物資等の支給

市町村は、高齢者や障害者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

また、車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても、必要性の高い人から優先的に支給・貸与するよう努める。

7 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

社会福祉施設入所者等の安全確保対策については、第一義的には施設管理者によるところが大きいですが、本書は市町村を対象としていることから、安全確保対策のうち市町村が行うべき事項を「埼玉県震災対策計画」に沿って以下列挙する。

○情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

○地震対策を網羅した消防計画の策定

マニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

○施設間の相互支援システムの確立

県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

○社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

○避難誘導及び受入先への移送の実施

施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

○巡回サービスの実施

自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

○ライフライン優先復旧

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に対して、優先復旧を要請する。

【 資 料 編 】

- 1 本県における高齢者と障害者の現状
- 2 調査票・名簿・マップの作成例及び誓約書例
- 3 防災カード作成例
- 4 聴覚障害者向け会話カード例
- 5 社会福祉施設と自主防災組織との災害時相互援助協定書（例）
- 6 災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定書（例）
- 7 先進事例（坂戸市鶴舞団地）
（新潟市 災害時要援護者申請・登録制度のお知らせ）
- 8 障害者防災ニーズ調査結果（抜粋）

1 本県における高齢者と障害者の現状

区 分	人 数	総人口に占める割合 (%)	備 考
高齢者	1,157,006	16.4	H17年国勢調査
要介護認定者	156,654	2.2	H17年度末
身体障害者手帳所持者	181,877	2.6	H17年度末
療育手帳所持者	30,272	0.4	H17年度末
精神障害者 保健福祉手帳所持者	17,086	0.2	H17年度末
精神障害者 通院医療費公費負担患者	56,847	0.8	H17年度末
特定疾患医療給付受給者	29,221	0.4	H17年度末
総人口	7,054,243	—	H17年国勢調査

2 調査票・名簿・マップ作成例及び誓約書例

【調査票例】

災害時の救援活動に役立てるため、「災害時要援護者名簿」及び「避難マップ」に下記記載項目を登載し、事前に次の関係者に配備することについて承諾します。

(配備先)

〇〇市町村長 様

年 月 日

氏名 (本人等の署名)

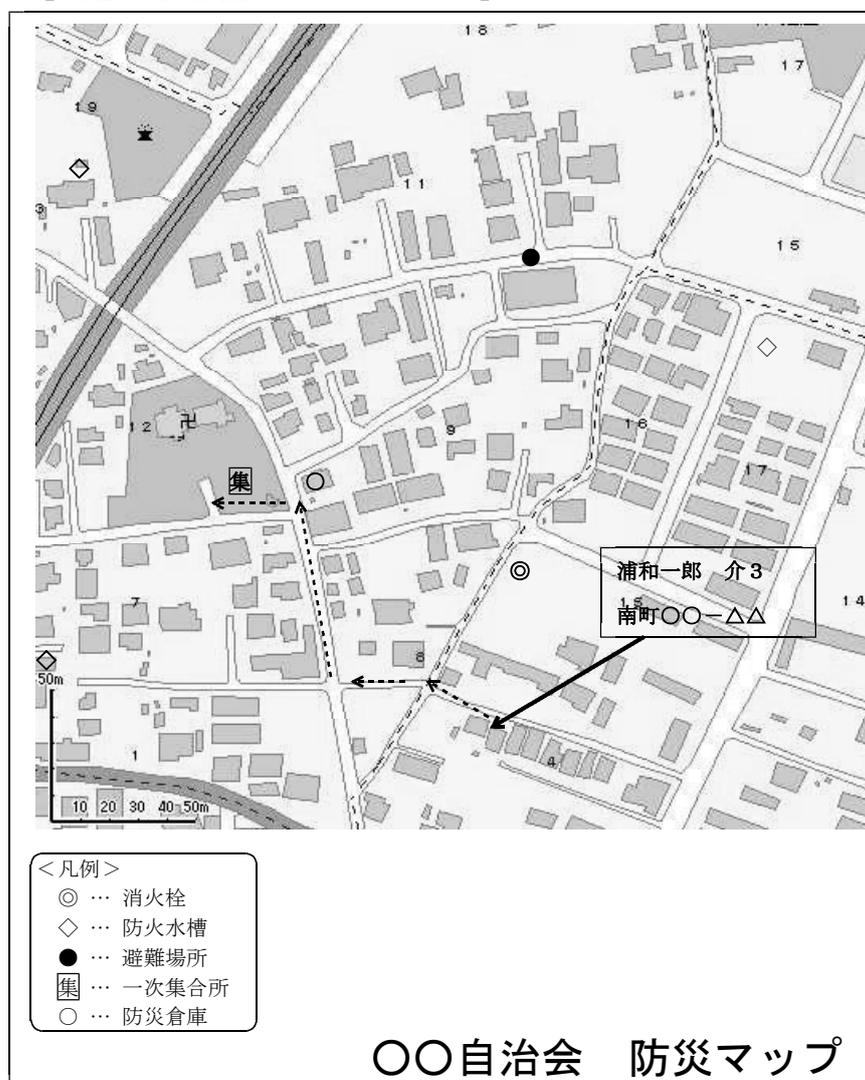
(年 月 日現在)

氏名			生年月日	年 月 日	性別	
住所				電話		
				E-mail		
同居家族名	()			()		
(続柄)	()			()		
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話	E-mail	
	昼					
	夜					
避難所						
広域避難場						
緊急通報システム		有 ・ 無				
身体の状況						
かかりつけの医者	名称	住所		電話		
必要補装具等						
持病、禁忌薬剤等						
保健福祉サービスの受給状況						
介護時の留意点及び必要とする支援						
住家の状況	住家の構造：			家具の固定 (有 無)		
担当民生委員	住所	電話		E-mail		
1	避難支援者	続柄	住所	電話	E-mail	
2						

【災害時要援護者名簿】

No.	氏名	住所		生年月日	性別	対象内容				避難所	浸水予測	避難支援者 電話番号	地域防災組織等
		住所	電話番号			身	療	介	他				
1	浦和一郎	南町〇〇-△△	111-2222	大(昭)平 8/ 6/15	男			3		池田小	1m~2m	浦和花子 090-3333-4444	南町自治会
2	大宮京子	末広〇-△△	123-3456	大(昭)平 30/12/11	女	下				西公民館	0.5~1m	松山一郎 123-3344	末広町自治会
3	川口茂雄	大沼△△-〇〇	234-5678	大(昭)平 13/ 4/20	男	聴		4		大沼小	0.5~1m	狭山貞治 090-5555-6666	大沼地区町会 手話可能
4	熊谷次郎	西町〇-△△	345-6789	大(昭)平 4/11/10	男				内 西中	1m~2m	熊谷礼子 345-9876	西町自治会 呼吸器使用	
5	川越明子	青木〇〇-△△	456-7890	大(昭)平 7/ 6/30	女	視		5		青木公民館	1m~2m	戸田裕子 456-1122	青木町会 盲導犬利用

【災害時要援護者名簿・マップ】



【誓約書例】

平成 年 月 日

誓 約 書

〇 〇 市 長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

〔団体等にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入して下さい。〕

〇〇市災害時要援護者名簿については、災害時の救援活動等に役立てるため、名簿の記載事項を〇〇市個人情報保護条例に基づき、適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、その利用を災害時要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。

3 防災カード作成例

(表面)

防災カード			
(ふりがな) 名前		性別	男・女
		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
住所	TEL FAX		
勤務先 (学校名)	(名称) (住所) TEL	FAX	
その他の 緊急連絡先 (親せき、 知り合い など)	(名前) (住所) TEL	FAX	
	(名前) (住所) TEL	FAX	
避難場所			
緊急連絡先	市町村役場 TEL	FAX	
	警察 110	FAX110番	0120-264110
	火災・救急 119	消防本部FAX	

(裏面)

血液型			
治療中の病気			
飲んでいる薬 (薬の名前と量)			
かかりつけ の病院など	(名称) (住所) TEL	(担当医) FAX	
アレルギーの有無			
障害の種類・等級			
保険証・手帳等番号			
補装具・ 日常生活用具等	品名 メーカー名 備考(取扱企業連絡先等)		
(※ 災害のときに必要な手助け、相手に理解してほしいことなどを記入しておく。)			

4 聴覚障害者向け会話カード例

私は、耳とことばが不自由です。
このカードで質問しますので、教えてください。

何が起きているのですか？
紙に書いて教えてください。

地震の状況を、紙に書いて教えてください。

避難した方がいいのですか？
⇒ はい いいえ わからない
私を避難場所へ連れて行ってください。

係員の人は何を話しているのですか？
紙に書いて教えてください。

今、どんな行動をとればいいのですか？
紙に書いて教えてください。

私は（ ）まで行きます。
電車・バス は、そこまで動いていますか？
⇒ はい いいえ わからない
どこまで動いているか、紙に書いて教えてください。

次のところに、私は無事だと電話をかけてください。
私の名前（ ）
連絡先（ ）
TEL番号（ ）

次のところに、電話をかけてください。
伝えてほしいこと（

私の名前（ ）
連絡先（ ）
TEL番号（ ）

私の家が・近所が 火事です！
119番に電話してください。

ケガです・病気です！
119番に電話してください。

5 社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定書例

災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定書（例）

〇〇市（以下「甲」という）と社会福祉法人〇〇会（以下「乙」という）は、災害時に在宅で生活、あるいは、他の施設に入所している要援護者の受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する施設に対し、協力を要請する際に必要な事項を定める。

（受入施設）

第2条 乙が災害時に要援護者を受入れる施設は別紙のとおりとする。

（受入期間）

第3条 受入期間は、乙が甲の要請を受け、受け入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

（受入対象者）

第4条 受け入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者及びその介護者（以下「要援護者等」という）とする。

（受入責任者）

第5条 乙は、あらかじめ、受入責任者を定め、甲に通知するものとする。

（受入手続）

第6条 受け入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- 1 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要が生じた要援護者等や、避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合、及び社会福祉施設が被災し入所者を引き続き入所させることが困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により、次の事項を明らかにして受入要請を行うものとする。

- (1) 要援護者等の人数
- (2) 要援護者等の氏名、住所、心身の状況
- (3) 身元引受人の氏名、住所、連絡先
- (4) 受入期間

- 2 受入責任者は、受け入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により、連絡するとともに、受け入れの準備を行うものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第7条 甲は、乙が受け入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(他の市町村からの受入要請)

第8条 甲は、他の市町村から受入要請があった場合には、必要に応じて、乙に協力を要請するものとする。

(費用)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活物資及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成○年○月○日

甲 ○○市
市長 ○○○○ 印

乙 社会福祉法人○○会
理事長 ○○○○ 印

[別紙]

災害時における要援護者の受入施設

- ① 施設A (住所、連絡先、施設定員、受入責任者)
- ② 施設B (住所、連絡先、施設定員、受入責任者)
- ③ 施設C (住所、連絡先、施設定員、受入責任者)

6 社会福祉施設と自主防災組織との災害時相互援助協定書（例）

社会福祉法人〇〇会〇〇園及び〇〇自治会災害時相互援助協定書（例）

社会福祉法人〇〇会〇〇園（以下「甲」という）と〇〇自治会（以下「乙」という）は、災害時に際し相互援助するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に、社会福祉法人〇〇会〇〇園と〇〇自治会との協調を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目的とする。

（通報）

第2条 甲または甲の近隣に火災等災害が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

（初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の入所者や利用者あるいは乙の住民を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

（避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じ、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

（奉仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

（連絡会議）

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう、原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

（疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲 社会福祉法人〇〇会〇〇園
理事長又は施設長 ○○○○ 印

乙 〇〇市〇〇自治会
会長 ○○○○ 印

7 先進事例

【坂戸市鶴舞自治会・自治防災委員会の緊急時要援護者支援システム】

鶴舞自治会は創立30年を経過し、当初の入居世代も70歳前後が多数を占め、緊急時の高齢者への支援が重要な課題になった。こうした状況のもと、障害者も含めた要援護者に対し、平常時の支援と緊急時の支援を両立させたシステムづくりが必要であると考え、緊急時要援護者支援システムを構築した。

平成13年4月に自主防災組織を立ち上げるにあたり、以下の3点に配慮して、鶴舞自主防災委員会独自の「緊急時要援護者支援システム」を構築した。

- ①要援護者支援活動の仕組みの地域への定着を図り、継続維持すること
- ②平常時の支援活動と緊急事態にも備え得る体制を整えること
- ③要援護者世帯と支援意思を有する世帯各々の情報を更新する機能を持つこと

○情報の収集方法

以下の方法で情報を収集する。要援護希望世帯・支援可能世帯の情報は、民生委員と自主防災委員会が共有する。

- ①防災調査／年一回（全約1000世帯・回答率 約85%）
- ②民生委員の日常活動
- ③地域住民からの情報及び要援護者世帯からの直接の申出

○情報の確認

防災調査票に要援護者が同居し、緊急時に支援が必要と記入された世帯を自主防災委員と民生委員が戸別に確認する。

○支援者の確定

要援護世帯が、近隣支援者として指名する者（世帯）があるか聞き取りする。特定の支援依頼先が無いときは、自主防災委員会が実施する「防災調査票」に支援協力の意志ありと記載された近隣支援者2世帯に支援を依頼する。

○防災調査票について

鶴舞地区居住世帯の全てに配布。回収率は概ね85%程度。調査票に記載された要援護支援を希望する者には、自主防災役員と民生委員と一緒に家庭訪問の上、支援について説明し、要援護者と家族の現況を調査把握する。

防災調査票の内容は、年度毎に内容が変更されるが、家族調査項目（世帯員年齢・性別構成）と要援護者調査は、基本的事項として継続調査している。

また、緊急時には、家族構成などのデータは、消防本部・消防団活動の支援資料としても活用されている。

地域で共に助け合う

災害時要援護者申請・登録制度のお知らせ

① 災害時要援護者名簿登録へのご案内

② 災害時要援護者名簿情報の流れと地域の援護体制

③ 新潟市災害時要援護者名簿登録申請書の記載例

〈新潟市災害時要援護者登録申請書〉 **中おろこみ**



【問い合わせ】

新潟市役所

〒951-8550

新潟市学校町通1番町602番地1

TEL 025-228-1000 (代表)

FAX 025-223-7151 (高齢者福祉課内)

FAX 025-223-1500 (障害福祉課内)

障害福祉課管理係

高齢者福祉課福祉サービス係

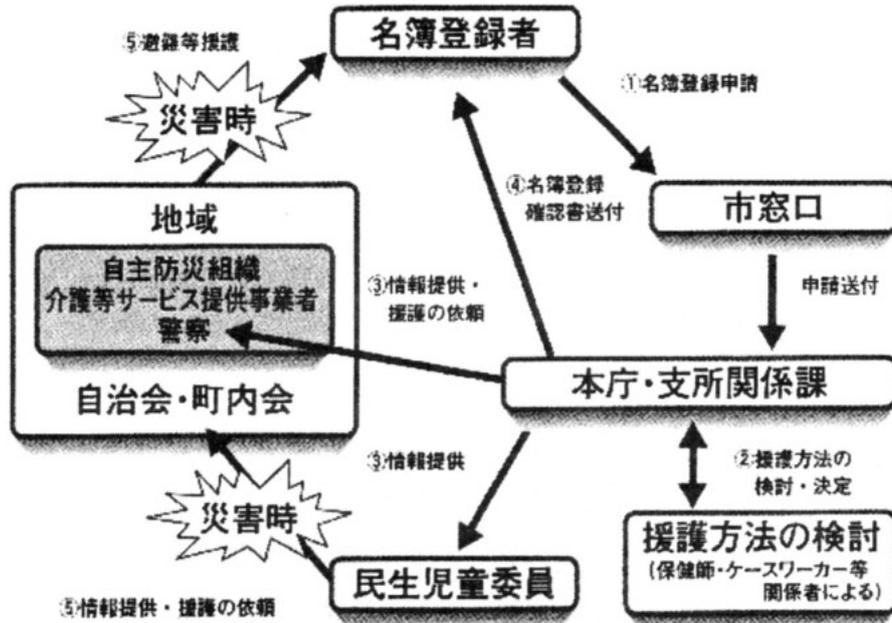
介護保険課管理係

保健所健康増進課地域保健係

危機管理・防災課計画係

新潟市

② 災害時要援護者名簿情報の流れと地域の援護体制



災害時とは、避難準備情報や避難勧告の発令時など、災害が発生する恐れがある場合（河川災害時など）、及び災害が発生した場合（地震時など）をいいます。

- ①名簿登録希望者は、申請書に必要事項を記入後、市の窓口申請します。
- ②申請内容及び地域の状況を考慮しながら、援護の方法を検討・決定します。
- ③自主防災組織、介護等サービス提供事業者、警察に援護の依頼と情報提供を行います。また、災害時に備え民生児童委員に情報提供します。
- ④名簿登録希望者に名簿登録の確認書を送付します。
- ⑤災害時には、自主防災組織・介護等サービス提供事業者が安否確認や避難援護を行います。また、民生児童委員から自治会・町内会を通じ、地域の方の協力を得て、安否確認や援護を行います。

お願い

この制度は地域の助け合い（共助）によるものです。そのため、自主防災組織のない地域の援護体制を整備するには時間がかかります。また、援護をお願いしていても災害時には何が起るかわかりません。

ただ援護を待つのではなく、自分から積極的に近所の方に声をかけてください。

① 災害時要援護者名簿の登録を！（ご案内）

新潟市では、災害時に自力で避難できない方や避難に時間を要する方で、家族などの援護が望めない又は援護力が不足している方を対象として、迅速・的確な援護体制をとるため、災害時要援護者名簿を作成し、地域の自主防災組織、介護等サービス提供事業者など援護する方に配付します。

災害からあなたの身を守るため、ぜひ名簿登録をしてください。

1. 対象者

- ①高齢者（一人暮らし、高齢者のみ世帯、寝たきり、認知症など）
- ②障害者（身体、知的、精神）
- ③難病患者
- ④特殊な治療・ケアを受けている方
- ⑤その他、援護を必要としている方

※原則として上記のうち、在宅で自力避難ができない又は時間を要する方で、家族などの援護が望めない又は援護力が不足している方を対象とします。

2. 受付窓口

登録を希望される方は申請書をご記入のうえ、下記へお申し出ください。
（郵送でも受付けています。）

本庁（高齢者福祉課、障害福祉課、その他関係課）、各支所（保健福祉担当課）
各地区事務所（厚生係）、連絡所、地域保健福祉センター

3. 登録内容 （□の項目は地域や事業者に配付する名簿には載りません）

- 名簿登録者 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、自治会名、民生児童委員名、登録年月日、受けたい援護の内容・時間帯、**要介護度・手帳の有無**
- 緊急時の連絡先 **氏名、住所、性別、電話番号、関係**
- 特記事項 **地域に提供したくない情報は申し出てください**
- その他 **代理記載及び代理申請者の登録者との関係、氏名**

4. 代理記載と代理申請

名簿登録希望者が障害等の理由で申請書の記入が困難な場合又は申請が困難な場合には、配偶者、扶養義務者及び保護者により代理記載、代理申請ができます。

5. お願い （次の場合にはご連絡ください）

- ・登録内容（住所、電話番号等）に変更が生じた場合
- ・登録の必要がなくなった場合



新潟市災害時要援護者名簿登録申請書 **【記載例】**

申請年月日 平成 年 月 日

新潟市長 宛

私は、災害時要援護者申請・登録制度の趣旨を踏まえ、災害時における生活の安定と安全の確保を図るため、災害時要援護者として登録を希望します。また、私が届け出た下
供事業
承諾し
ご存知なければ記入しなくて結構です。
配偶者、扶養義務者、保護者など親族に限り
ます。また、私が届け出た下
組、介護等サービス提供の決定に活用することを

名前	フリガナ	氏名	生年月日	住所	代理記載及び代理申請の場合 氏名	配偶者との関係 氏名
					性別	自治会
					①	〇〇自治会
					民生児童委員名	〇〇 △△ 民生委員
					自宅電話番号	(222) * * * * *
					携帯電話	()
					要介護度・手帳の有無に○をつけてください	
					要介護度 要支援・1・②・3・4・5・なし	
					手帳の有無 (あり)・なし	

ケース検討の参考にさせていただきます。なお、この項目は地域に提供しません。

受ける援護の内容について、いずれか一つに○をつけてください。

受ける時間帯について、いずれか一つに○をつけてください。特定時間帯は具体的に時間を記入してください。

受ける時間帯	1	2	3
受けたい時間帯	終日	特定の時間帯	移動が困難なので、車などで避難所まで搬送してほしい
終了日			午前・午後9時ごろ～
			午前・午後6時ごろまで

緊急時の連絡先	※該当者が	緊急時に連絡をとる人です。できるだけ、記載してください。
フリガナ		()
氏名		()
	女	携帯電話 ()

避難する場合を想定して、具体的に書いていただくと援護態勢を整えやすくなります。なお、地域に提供したくない内容は○で囲ってください。

（地域に提供したくない情報は○で囲ってください。）

（記載例①）
左足と左手が不自由なため、歩行時は支えてもらいたい。ゆっくゆっく歩きます。車椅子はありません。

（記載例②）
高齢でほとんど寝たきりです。車での搬送を希望します。車道の乗り降りに二人以上の後援をお願いします。

受付処理欄	受付窓口	受付処理欄	担当者名
受付年月日		受付年月日	

市の処理欄なので記載しないでください。

新潟市災害時要援護者名簿登録申請書

申請年月日 平成 年 月 日

新潟市長 宛

私は、災害時要援護者申請・登録制度の趣旨に賛同し、同制度の名簿登録を申請します。また、私が届けた下記の個人情報が市の関係部署や市内警察署、地域の民生児童委員、自主防災組織、介護等サービス提供事業者など援護する方に提供されること、市が保有する保健福祉情報を援護方法の決定に活用することを承諾します。

名簿登録者		代理記載及び代理申請の場合		登録者との関係	
フリガナ		性別	自治会名	氏名	印
氏名	印	男	民生児童委員名		
		女	自宅電話	()	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		携帯電話	()	
住所	〒 新潟市	要介護度・手帳の有無に○をつけてください			
		要介護度 要支援・1・2・3・4・5・なし 手帳の有無 あり・なし			

該当番号に○をつけてください	受けたい援護の内容	1 安否確認のみ (避難等の災害情報伝達含む)	2 避難所まで付き添ってほしい	3 移動が困難なので、車などで避難所まで搬送してほしい
	受けたい時間帯	1 終日	2 特定の時間帯	午前・午後 時ころ～ 午前・午後 時ころまで

※特定の時間帯に○をつけた方は時間を記入してください

緊急時の連絡先	※該当者がいない場合は記入不要です				
フリガナ		性別	職場電話	()	
氏名		男	自宅電話	()	
		女	携帯電話	()	
住所	〒	あなたとの関係(差支えない範囲で○で囲む)			
		家族・親戚・友人・ヘルパー等・その他			

※援護を受ける場合に配慮してほしいことやよければ心身の状態などを記入してください

特記事項	(地域に提供したくない情報は○で囲ってください。)
------	---------------------------

受付処理欄	担当処理欄	
受付月日	受付窓口	担当者名

担当処理欄	
受理月日	担当課名

「災害時要援護者名簿登録制度」についてお答えします

この制度は、地域のみなさんの助け合いの精神によるということをご理解ください

問① 誰が援護してくれるのか？

答え 皆さんの身近な地域の方たちです

- 災害時には、まず安全な場所へ急いで逃げるのが大切です。同時に多くの方が対象となるため、自主防災組織や協力してくれる自治会・町内会、介護等サービス提供事業者(デイサービスセンターやヘルパー等)など地域のみなさんが援護にあたります。

問② 申請すれば、必ず援護してもらえるのか？

答え 援護者を探すために時間が必要なこともあります

- 基本的に、自主防災組織や協力自治会・町内会のある地域は援護します。
- 自主防災組織など援護する組織のない地域にお住まいの方は、援護内容によって、援護する方がすぐには見つからないかもしれませんが、市も最大限調整を行いますので自分でも隣人などをお願いしてください。

問③ 自分を援護してくれる人はあらかじめ知らせてもらえるのか？

答え お知らせします

- 名簿登録確認書に援護する方の個人名か団体名を記載して郵送します。
- 援護する方がなかなか見つからない場合は、その旨通知します。また、見つかった場合、もう一度通知します。

問④ 通知はいつ届くのか？

答え おおむね、一月半から二ヶ月くらいかかります

- 援護する方法を決定する時間と援護する方との調整に必要な時間です。(開始当初は、もう少し時間がかかるかも知れません)

問⑤ 援護にこなかった場合に責任は誰がとるのか？

答え 責任を問うものではありません

- 基本的には、だれも責任を負いません。あくまでも、地域のみなさんの助け合いの精神によるものだということを理解してください。したがって、誰かの責任を問うものではありません。

問⑥ 申請した時と状況が変わった場合はどうすればいいか？

答え 名簿登録確認書に記載してある担当課へご連絡ください

災害時は何がおこるかわかりません。名簿登録したことで安心せず、みなさん自身も身を守る努力を続けてください。

8 障害者防災ニーズ調査結果（抜粋）

埼玉県障害者社会参加センターが平成18年9月、県内の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人を対象に、防災ニーズについての調査を実施した。

その結果について、質問項目と回答内容の一部を掲載する。

○障害種別等

(障害種別回答者数)

障害種別	人数(人)	割合(%)
身体障害(身体)	324	62
視覚障害	22	4
聴覚障害	22	4
肢体不自由	266	51
内部障害	14	3
知的障害(知的)	157	30
精神障害(精神)	44	8
計	525	—

(性別)

性別	人数(人)	割合(%)
男	295	56
女	230	44
計	525	—

○住まいについて

(種別)

項目	人数(人)	割合(%)
一戸建て	309	59
一戸建て(賃貸)	33	6
集合住宅(自己所有)	42	8
集合住宅(賃貸)	100	19
グループホームなど	15	3
その他	26	5
計	525	—

(築年数)

項目	人数(人)	割合(%)
10年以内	107	20
10年～20年	127	24
21年～30年	155	30
31年以上	114	22
その他	22	4
計	525	—

○医療機関にかかっている回数

(人)

項目	身体	知的	精神	内部障害
1月に1回	78	36	19	5
1月に2回	34	13	15	1
1月に3回	7	3	1	0
1月に4回	13	6	2	13
不定期	23	38	1	2

○地域での交流について

(人)

項目	身体	知的	精神	計
近所と交流があり障害は理解してもらっている	176	58	3	237
日ごろは一人、または家族と行動しており、近所とはあまり交流がない	112	66	29	207
その他	36	33	12	81
計	324	157	44	525

○地域との交流について

(人)

項目	身体	知的	精神	計
住所を把握してもらっている	188	143	29	360
住所を把握してもらっていない	98	14	12	124
その他	38	0	3	41
計	324	157	44	525

○災害を想定して何か対策をしているか

(人)

項目	身体	知的	精神	計
対策をしている	54	9	2	65
ある程度している	93	43	16	152
対策をしていない	177	105	26	308
計	324	157	44	525

○災害にあった場合を想定した対策の内容（複数回答あり）

（上記のうち、何らかの対策をしている217人の内容）

(人)

項目	人数
住宅を耐震にした（改築を含めて）	40
家具を固定するなどの配慮をしている	97
補装具、日常生活用具などを備えている	80
食料品などを備蓄している	88
医療品などを備蓄している	86
家族で緊急時の連絡方法を決めている	95
その他	20

○住所をだれかに把握してもらいたいか

(人)

項目	身体	知的	精神	計
個人情報なので好ましくない	36	13	17	66
非常時などに支援を受けるために必要	196	124	23	343
その他	92	20	4	116
計	324	157	44	525

○緊急時の連絡方法

(人)

項目	身体	知的	精神	計
消防署の緊急通報を利用	12	0	0	12
電話（携帯）等で家族、民生委員等に連絡が取れる	182	76	25	283
特別には連絡が取れるようにはなっていない	80	58	14	152
その他	42	23	5	70
計	324	157	44	517

○避難所まで一人で行けるか

一人でいける	介助者が必要	その他
166	97	7

※ 埼玉県障害者社会参加推進センター

障害者の地域における自立生活と社会参加を推進するために、国と各都道府県に設置されるもので、県では埼玉県障害者交流センター内にある。県から社会参加促進事業を受託して、相談や啓発などの事業、調査研究等の事業を行っている。



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害者計画・団体担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-3294

ファックス 048-830-4789

電子メール a3310-01@pref.saitama.lg.jp